



安全優良職長を厚生労働大臣が顕彰

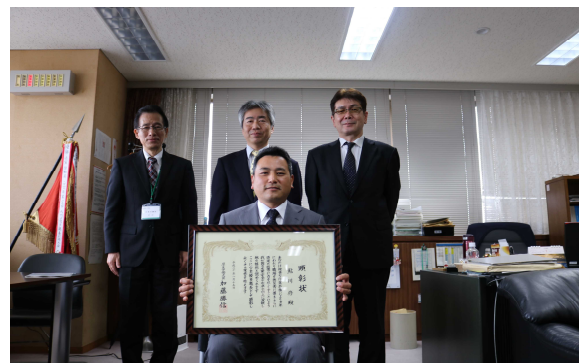
佐賀県内では 野田建設 株式会社 の 鮎川 修 氏 が受賞

厚生労働省は、平成 30 年 1 月 15 日（月）に、厚生労働省講堂（東京都千代田区）において、平成 29 年度の「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞者に対する顕彰式典を執り行いました。

平成 29 年度の「安全優良職長」は全国で 141 名、佐賀県内からは下記の方が受賞されましたので、ご紹介します。

この制度は、労働災害による休業 4 日以上の被災者数が約 12 万人（平成 28 年度）となる中、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長「安全優良職長」を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に実施しています。本顕彰は、平成 10 年度から始まり、今回で 20 回目となります。

（※） 「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われる。



（平成 30 年 1 月 18 日 所属事業場の代表取締役らとともに、佐賀労働局を訪問された際の様子）

記

受賞者氏名 鮎川 修（あゆかわ おさむ）
所属事業場 野田建設 株式会社
佐賀県佐賀市大和町

「鮎川 修」氏について

年 齢（性別）：45 歳（男）

役 職：土木主任

職長経験年数：20 年

業 務 内 容 等：現場作業における安全管理、作業指揮及び新規入場者等に対する安全衛生教育など

- 1 過去5年間の佐賀県内における受賞者は平成28年度1名、平成27年度1名、平成26年度1名、同25年度1名、同24年度1名の計5名です。
- 2 本顕彰に係る厚生労働省の報道発表資料（平成29年12月19日付け）は、下記URLでご覧いただけます。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188278.html>
- 3 安全優良職長厚生労働大臣顕彰の基準（概要）

安全優良職長厚生労働大臣顕彰の基準（概要）

1 目的

安全優良職長に対する顕彰は、優れた技能と経験を有し、担当する現場又は部署において優良な安全成績をあげた職長、班長等労働者を直接指揮する者（以下「職長等」という。）を顕彰し、高い安全意識を有し、適切な安全活動を実践している職長等の企業内外における評価を高めるとともに、顕彰された職長等がより広く活躍できるよう支援を行い、当該職長等がさらに企業内外における安全活動の核として活動することにより、事業場における安全活動の活性化を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的とする。

2 顕彰の対象

本顕彰は、産業の場において作業を直接指揮する職長等を対象とする。

3 顕彰基準

顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。

- (1) 職長等としての実務経験が 10 年以上であり、現在も当該職務に就いていること。
- (2) 職長等として担当した現場又は部署において、顕彰年度の 9 月 30 日から遡って過去 5 年以上、休業 4 日以上 の災害が発生していないこと。
- (3) 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。
- (4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。

4 欠格等

- (1) 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。
- (2) すでに安全衛生分野における叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰等を授与された者に対しては、顕彰しない。
- (3) 所属する事業場において、顕彰年度の 9 月 30 日から遡って過去 1 年以内に、死亡災害等の重篤な災害が発生している、その他、労働・社会保険料の未納等の違法行為がある場合は、顕彰しない。

5 顕彰の方法

顕彰は、受賞者に顕彰状及び徽章を授与して行う。